

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成24年8月9日(2012.8.9)

【公表番号】特表2011-527732(P2011-527732A)

【公表日】平成23年11月4日(2011.11.4)

【年通号数】公開・登録公報2011-044

【出願番号】特願2011-517618(P2011-517618)

【国際特許分類】

D 2 1 C 5/02 (2006.01)

【F I】

D 2 1 C 5/02

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月22日(2012.6.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

- a . 活性化ケイ酸マグネシウム；
- b . 任意に前記活性化ケイ酸マグネシウムのための懸濁化剤；
- c . 水；及び
- d . 任意に乳化剤を含み、
- e . 任意に苛性ソーダを除外すること；及び
- f . 任意に過酸化水素を除外することを特徴とする組成物。

【請求項2】

- a . 活性化ケイ酸マグネシウム；
- b . 水；
- c . キサンタンガム；
- d . トールオイル脂肪酸；及び
- e . ラウリル硫酸ナトリウムを含むことを特徴とする組成物。

【請求項3】

セルロース誘導体を含む物質からインクを除去する方法であつて：

(a) 前記セルロース誘導体を含む物質に：(1) 活性化ケイ酸マグネシウム、(2) 水、(3) 任意に前記活性化ケイ酸マグネシウムのための懸濁化剤、及び(4) 任意に乳化剤を含む組成物を添加する工程を含み、

(b) 任意に、前記セルロース誘導体を含む物質に苛性ソーダを添加する工程を除外すること；及び

(c) 任意に、前記セルロース誘導体を含む物質に過酸化水素を添加する工程を除外することを特徴とする方法。

【請求項4】

セルロース誘導体を含む物質からインクを除去する方法であつて：

(a) 前記セルロース誘導体を含む物質に：(1) 活性化ケイ酸マグネシウム、(2) 水、(3) キサンタンガム、(4) トールオイル脂肪酸、及び(5) ラウリル硫酸ナトリウムを含む組成物を添加する工程を含み、

(b) 任意に、前記セルロース誘導体を含む物質に苛性ソーダを添加する工程を除外すること；及び

(c) 任意に、前記セルロース誘導体を含む物質に過酸化水素を添加する工程を除外することを特徴とする方法。

【請求項5】

- a. ケイ酸マグネシウム；
- b. 前記ケイ酸マグネシウムのための懸濁化剤；
- c. 水；及び
- d. 任意に乳化剤を含み、
- e. 任意に苛性ソーダを除外すること；及び
- f. 任意に過酸化水素を除外することを特徴とする組成物。

【請求項6】

セルロース誘導体を含む物質からインクを除去する方法であつて：

(a) 前記セルロース誘導体を含む物質に：(1) ケイ酸マグネシウム、(2) 前記ケイ酸マグネシウムのための懸濁化剤、(3) 水、及び(4) 任意に乳化剤を含む組成物を添加する工程を含み、

(b) 任意に、前記セルロース誘導体を含む物質に苛性ソーダを添加する工程を除外すること；及び

(c) 任意に、前記セルロース誘導体を含む物質に過酸化水素を添加する工程を除外することを特徴とする方法。